

寄稿

～中小企業における特許制度の有効活用法～

羽鳥国際特許商標事務所 弁理士 中村 希望

突然ですが、群馬県の特許出願件数は何件かご存知でしょうか。公開されているデータによれば、2302件です。これは全国で第13位の数になります。しかしながら、この内1800件は大企業の数社によってなされているもので、県内の中小企業の出願割合は隣県の栃木等と同程度の特許出願数となります。

このような大企業と中小企業における特許出願の数の差の一因として挙げられるのは、高額な特許費用と思われまます。例えば、特許を取得するには特許出願を行った後、出願日から3年以内に特許庁に対し審査請求と呼ばれる手続きを行う必要があります(この審査請求により特許庁において審査が始まり、特許として認められるための要件を具備するか審査されます)が、この審査請求だけでも、20万円程の税金を納めなければなりません。また、特許を登録するためには特許料を払わねばならず、権利を維持するためにも、毎年特許料を払う必要があります。

特許庁に納める上記審査請求料や特許料が軽減される制度もありますが、この適用を受けるためには、法人税が課されていないことが必要になっており、ほとんどの会社はこの軽減制度を利用することはできないものと思われまます。

一方、中小企業にとって有利な制度として挙げられる制度の一つに早期審査請求があります。この制度は特許庁における審査のスピードを速めることができるものです。通常審査の場合、審査の結果が分かるまで審査請求日から2～3年ほど必要ですが、この早期審査請求の適用を受けた場合は約3～6ヶ月程度で審査結果を知ることができるため、出願から1年以内には特許登録することが可能になります。

この早期審査請求では、先行技術調査を行った結果、見出された先行技術を開示すると共に、自己の発明と先行技術との比較を行い、自己の発明が特許性を有する旨の主張をすることができます。

この制度の適用を受けるためには、従業員数若しくは資本金の額について一定の基準を満たす中小企業であることが必要になります。

従業員数を基準とした場合、職種によって異なっており、例えば製造業・建設業・運輸業であれば従業員数が300人以下であることが要件になっています。これらの基準を満たさない場合であっても、資本金の額が、例えば上記業種であれば3億円以下であるならば、中小企業としての要件を満たすことになります。

尚、この早期審査請求に対して特許庁に対しての費用は発生しませんが、代理人の費用が必要になります。

次に中小企業にとって有利な制度として挙げられるもの

に、中小企業等特許先行技術調査支援事業があります。これは平成16年4月1日以降の、まだ審査請求されていない出願につき、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が中小企業等の出願人の依頼に応じて無料で先行技術調査を行い、調査の結果を報告してくれる制度です。

中小企業であることについては早期審査請求で述べた条件と同一です。ただし、大企業の支配関係にある法人には適用されません。また、中小企業・個人以外の共同出願人がいる場合にも、この適用がない点で、早期審査請求とは条件が異なっています(早期審査請求では一人でも中小企業が含まれていれば適用があります)。

この制度は1依頼者につき20件まで依頼が可能となっており、中小企業が1年以内に行う特許出願のほぼ全てにつき、この支援事業の適用を受けることができるものと思われまます。

このように中小企業等特許先行技術調査支援事業により先行技術を調査した上で、審査請求及び早期審査請求を行うことにより、大企業よりも格段に早く特許化でき、さらには先行技術の調査についての代理人の労力が軽減されるため、早期審査請求の手数料について費用削減になると思われまます。

中小企業にとって有利な制度の三つ目として挙げられるものに、毎月行われる無料発明相談会があります。毎月第三及び第四木曜日の午後には群馬産業技術センターにおいて、県内弁理士による無料発明相談を行っており、又、第一水曜日の午後にも前橋市商工会議所において同相談会が開催されております。因みに前橋市商工会議所における同相談会の相談員は、当事務所(羽鳥国際特許商標事務所)の所長弁理士となっております。群馬産業技術センターの無料発明相談に関するお問い合わせは発明協会群馬県支部に、前橋市商工会議所の同お問い合わせは前橋市商工会議所に、それぞれお願い致します。

以上に紹介した制度を有効に活用し、知的財産をより身近なものとしていただければ幸いです。

